

一宮市告示第 216 号

地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定により、別紙の通り令和 6 年度固定資産税納税通知書を送達します。

なお、これらの納税通知書は、財務部資産税課で保管しており、申し出によりいつでも交付します。

令和 6 年 4 月 25 日

一宮市長 中野 正康













